

令和3年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年1月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和3年1月8日(金) 午後3時29分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己

欠席 1人

15番 秋山 陽太郎(農地担当)

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	前田 操	守安 淳市
山田 隆正	池上 次男	竹内 功次	長代 悦和	東 茂
大月 泉	黒瀬 昭夫	高上 忠義	黒江 冊旨	友野 伸樹
藤井 久美				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

14番委員 1番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第4号 農地法第6条の2の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いをいたします。非常に寒くなってきておりますけれど、まだ小寒に入ったばかりで、大寒に向かってまだまだ寒くなっていきますので、どうぞお体には留意していただきたいと思います。皆様方もご承知の通

り、新型コロナウイルスに関しましては非常に新聞、報道機関のところで目について困ったものだと、収束どころでなくて非常にどう言うんですか、増えてきているのが現状で、今朝の新聞では岡山県では66人、計1,648人というふうな事で、また死亡者が15人というふうな事で、総社市においても25名の方がコロナの感染に罹っております。総社も25人というふうな事で非常に増えております。皆様方も気を付けていただきたいと思いますし、国の方では7,570名というふうな事でトータルは266,928人で、死亡者3,385人というふうな事で、非常にどう言いますか、収まるかなと思ったら一気に増えてきておりますし、また、総理の方も自粛というふうな事で皆さん方にも経済的に大きな負担がでるんじゃないかと心配をしております。けれどもまあ私たち、農地を守る農業委員会としても今日の服装も皆さん方マスクをバッチリして、防衛対策をしてもらえると思うんですけど、色々な事に気を付けていただきたいと思います。

そしてちょっと話が変わりますけれど、この前農地パトロールで美袋の方をやりました。そして農地が180号線沿いでも、ただであげようかというふうな所でも、いらないよというふうな事で、山の中なら別ですけど180号の沿線沿いでも農地が5畝程あげようと、そこに連なってあげようと言ってもいらないというふうな事で、ちょっとショックを受けました。皆様方も非常に遊休農地やあるいは放棄地、荒廃地等どんどん増えてくるかなという事で、皆様方もご承知の通り農地利用最適化推進委員の方、あるいは農業委員の方もそうですけど、地域で連携をしながら荒廃地が出来ないように、あるいは遊休農地が出来ないようにところでプレーをしながら、その土地がどうなっていくんだろうかというふうな事を、皆さん方と一緒に荒廃地が出来ないように、あるいは遊休農地が出来ないように頑張りたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、ただ今より令和3年第1回総社市農業委員会を開会いたします。ただ今の出席は、農業委員が14名、欠席が1名です。欠席者は15番委員でございます。農地利用最適化推進委員16名の出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願います。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、1番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

次に、日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

次に日程第3 付議事件の審議に入りますが、令和3年1月4日付けで総社市長片岡聡一から協議のあったことから、追加議案1件を提出いたします。

それでは、会長代理の能登谷委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様です。今日は急遽15番委員が欠席という事で、私のほうが代わって進行する

事になりましたので、初めての事でもありますのでスムーズに行くかどうか、自分でも心配しておりますが、ご協力の程よろしく願いいたします。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号58番】

(会長代理)

それでは58番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

●●●●さんは、非常に精農家でございまして、今も●●さんの土地を預かってやっておりますけれど、農地が今さっきもちよつと言ったような2反8畝程が引取るようになっておりますけど、まあ、費用はタダで頂くというふうな事であります。詳細につきましては大月委員の方から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

それでは大月委員、よろしく願いいたします。

(大月委員)

先日、2番委員と先程も話にありましたが、美袋地区のこの6反、6カ所ですね、これを視察しましたんですが、先程も2番委員が言われたように180号のこの土地を誰か要らんかいう事でね、タダでも要らないというようなことがありましたんですが、ええっと●●●●様が●●歳なんです、この田んぼの周り、今キャベツとかイチジクの栽培をされまして、この全部を買い受けるいう事で、まず順番に何を植えるかいう事を言わしていただきますと、●●●●●●をその隣も植えています。イチジクの果樹を植えるという事。それから●●●●番地、こちらはその横でキャベツ等を栽培してありますが、それを継続して広げていくという事です。それから●●●●も野菜、キャベツ等を植える。それから●●●●●●はここをブルーベリーを植えて、果樹を植えるいう事です。それからもう1個離れてるんですが、●●●●はワイン用のブドウを、協力者がいらっしゃるんで一緒にやっていきたいいう事で、周り近所への支障等は見受けられませんでしたので、よろしく審議の程お願いいたします。

以上でございます。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(会長代理)

続きまして59番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

59番の現地の確認の報告をいたします。農地等の利用状況につきましては、自作耕作面積は約5,000平方メートル程田畑を耕作されていました。申請地の作付け予定としては、現在も水稻の作付をしているんですけど、引続き水稻の作付を予定しています。機械等の所有状況は、農作業に必要な農機具一式を所有されていることを確認しました。農作業の従事者は、夫婦二人で農作業を行っていて、自宅から徒歩1分から2分程度の距離に申請地があります。この農地は、譲受人の●●さんの農地と隣り合わせにあって、現在も譲受人の●●さんが長年耕作していました。という事で、全般的には問題無いと思いますが、ご審議の方お願いします。

(会長代理)

続きまして、地元推進委員の東さん、ご意見ございましたらお願いいたします。

(東委員)

7番委員の言われるとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは採決いたします。

59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号60番】

(会長代理)

続きまして60番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

申請地は、福谷の●●●●●●番地という事で、畑、現況も畑でした。92平方メートルというまあ、あんまり大きくない畑なんですけど、申請地で譲受人の方は地元の桃生産組合に所属しており、その申請地の隣もご本人の土地で、桃を植えていらっしゃいました。あのう、家族経営のような状態で、子どもさんも休みの日には手伝うというふうな感じで、地域農業に精通されている方であり、農業委員としては別段問題が無いと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

(会長代理)

それでは推進委員の池上さん、補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員)

あのう、今委員が言われた通りで、畑も上と下というような繋がるとるような状態で、何も異議は無いと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番】

(会長代理)

続きまして61番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

この件は圃場整備されて非常にいい田んぼでございまして、この●●さん、受ける人は30年前からどう言うんですか、耕作をしておりました。いうふうな事で、詳細につきましては高上委員の方から説明をお願いいたします。

(会長代理)

それでは地元推進委員の高上さん、お願いいたします。

(高上委員)

今2番委員が言われましたように、圃場整備が平成2年に完成したんですが、それ以前から譲渡人の●●さんが●●●の方へ出て行って、もうほとんど田畑は全部地元へ預けたりして、本人はしていないという事で、預かった●●さんはまだ若くて、勤めをしながら一生懸命耕作されております。以前からという事で、問題はないと思いますので、審議の程よろしくお願いいたします。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは採決いたします。

61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(会長代理)

続きまして62番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

62番の現地確認を報告します。農地等の利用状況につきましては、譲受人は自作耕作農地は周辺に支障のないように耕作されています。申請地の作付け予定としては、野菜の作付けを予定しています。機械等の所有状況は、譲受人は農作業に必要な農機具一式を保有されていることを確認しました。農作業の従事者は、夫婦二人で農作業を行って自有地から徒歩3分程度の所に申請地があります。この農地は譲受人の●●さんが、周辺農地の管理者と協力し合って農作業しますと仰っていました。耕作不便な場所で、耕作価値の少ない場所のようなんですけど、高齢者にはかなり無理があると思いますけど、譲受人は元気なので全般的には問題無いと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

(会長代理)

続きまして、地元推進委員の東さん、補足がございましたらお願いいたします。

(東委員)

●●さんは●●に長らくお父さんが生まれとったんですけど、●●の方に家を建てられて出られて、耕作するにはやっぱり●●から通うということが難しく、色々な農機具ももう無いという事で、●●さんに渡したというような状況で、7番委員の言われた補足として以上の事を発表します。以上です。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは採決いたします。

62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、62番は許可されました。

【受付番号63番、64番】

(会長代理)

第1号議案なんですけども、その次に63番と次のページに64番がございますが、これにつきましては譲受人が同一人という事でございますので、63番、64番と一緒に審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは63番、64番につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この受人は、まあ一人という事なんですけど、近くに娘さんがおられましてその娘さんの夫婦と一緒に三人で力を合わせてやりたいと、前向きに考えておるようです。詳しい事は地元の推進委員の友野さんに報告していただきたいというふうに思います。

(会長代理)

それでは地元推進委員の友野さん、よろしくお願いいたします。

(友野委員)

まず63番についてご説明申し上げます。この案件は、受人の自宅西側の農地でございます。戦前より、受人の先代から継続して小作として耕作していたもので、渡し人は資料の通り現在は●●県の方へ住んでおられます。この度売却の話があったものでございます。何ら営農の方は影響ありません。

次に64番についてご説明申し上げます。この案件は、受人の自宅南50メートルの所にある一筆と、自宅から東へ直線距離で150メートルの所にある二筆の耕作地で、現在お米を作っております。距離的には十分耕作及び管理は可能な農地でございます。渡人は受人の近隣に居住の方で、受人と渡人の話の中で今回申請となったものでございます。

先程9番委員の方からもお話がありましたように、受人の同じ敷地内に娘夫婦が居宅を新築し、居住されております。大農機具も確保との事でございます。娘夫婦も土曜、日曜は勤めはお休みで、娘婿も現在は休みの日は農業を手伝っておられます。以上、二つの案件とも許可申請書のチェックシート及び周辺地域との関係を調査項目に照らし合わせてみまして、地元としては問題無いと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長代理)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは採決いたします。

63番、64番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上をもちまして、議案第1号の審議は全て終了いたしました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理)

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号24番】

(会長代理)

それでは、6ページ24番、下原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

令和3年の1月5日に現地調査を行いました。現地調査員は、2番委員を含め、長代委員、東委員、13番委員、私の5名で行いました。申請地の総社市下原●●●●●番地なのですが、現況で東が住宅、畑、西が畑、南が山林、北が山林でした。現地は災害地で少し土砂が崩れたような現場でありまして、申請目的、転用目的も土地改良という事で、見た限りでは別段問題無いと思われました。

以上です。

(会長代理)

それではこれらの件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

先程ご説明がありましたように、この土地はですね、宅地に接した畑でありますけれども、宅地の敷地面からは2メートル程高くなっておりまして、過去にこれが崩れて宅地の方に流入したという土地でございまして、まあ、これの改良をするために今回工事に入るところでございまして、東側が宅地に接しておりまして、西側が本件の土地よりも一段高くなっておりまして、これも畑がございまして。それから、南、北はそれぞれ山という状況でございまして。これにつきまして、まあ畑でありまして、用水路も全く近くには通っておりませんので、雨水を利用して野菜を栽培しておったというような状況でございまして。排水も浸透のみということで、特に他に影響するような所もございませぬ。日照、通風等につきましても、まあ今後も畑作をしたいという事でございまして、全く影響することは無いと。それから土砂の流出につきましては、まあこれを防ぐための工事をやるという事でございまして、西側に農地があるのみで、これも一段高いところから他の農地への影響は全く無いというような事でございまして、許可をすることについて何ら支障は無いのではないかなあというふうに思っております。

以上でございまして。

(会長代理)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。また、報告ありましたように農地改良に当たりますので、一時転用期間として令和3年1月20日から令和3年3月31日までの期間となっております。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませぬでしょうか。

(3番委員)

ちょっといいですか。農地改良、畑の工事っていうのは1,000平方メートルか1メートルの盛土を超える場合は申請の要件になる、だったような記憶があるんですけども、そういう場合は届出で済むんでもないんですか。

(主査)

よろしいですか。

(会長代理)

事務局お願いします。

(主査)

言われる通りの基準があるんですが、今回の件につきましては、高さですね、盛土、切土が1メートルを超えるようになりますので、許可案件となっております。

(3番委員)

はい、分かりました。

(会長代理)

他にどなたかご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め，24番は許可されました。

以上をもちまして，議案第2号の審議は終了いたしました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理)

続きまして，議案第3号，農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号88番】

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

88番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、88番は許可されました。

それでは●●委員に入室いただいでください。

【14:04 ●●委員入室】

【受付番号89番, 90番】

(会長代理)

続きまして89番ですが、これにつきましても次の90番と譲渡人同じ方でございます。したがいまして、89番, 90番と一緒に審議したいと思えます。それでは、89番, 90番の井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

現地調査の結果を報告いたします。同じく1月5日に現地調査を行いました。井手の●●●●●番地と●●●●●番地。両方なのですが、最初に89番の方からいきます。東、田んぼ、西、道路、南、田んぼ、北、道路です。転用した際の周辺農地への影響は無いものと思われました。続きまして90番の申請地なのですが、東、道路、西、田んぼ、南、田んぼ、北、道路。こちらも転用された場合の周辺農地への影響は無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

この89番、90番につきましては、地元委員が今日欠席の15番委員となっておりますので、15番委員から事務局へ連絡が入っておりますのでそれを報告していただこうと思います。事務局よろしく願いいたします。

(主査)

15番委員から転用することについて支障は無いという報告をいただいております。内容については、場所は●●●●●を東へ行って、●●●●●へ突き当たった所へ●●●●●がありますけど、その●●●●●の西の田んぼになります。その田んぼの西側と東側で今回申請が出ておりますが、どちらも住宅へ転用という事です。土砂の流出等につきましては2件とも申請地と隣接地の境界部分にブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地に土砂が流出しないように留意すると。で、雨水排水、生活雑排水については、雨水は沈殿柵を設け既存排水路に接続します。申請地の土砂は沈殿柵に流入するようにし、隣接地及び水路に直接流入しないようになります。生活雑排水については合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにするという事であり。日照、通風につきましては、2件とも二階建ての建物で高さが7.5から7.8メートルぐらいのもので。日照、通風につきましても支障が無いようにという事であり。以上という事で、転用には支障が無いと思われるので審議をよろしく願いいたします。

農地区分ですが、2件とも市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

89番, 90番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号91番】

(会長代理)

続きまして91番, 三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

同じく1月5日に現地調査をいたしました。三須の●●●●●●番。田んぼになるんですが, 現況で東が住宅, 西が宅地, 南が道路, 北が田んぼというふうになっていました。転用した場合の周辺農地への影響も無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましては, 守安委員より問題は無いというふうに聞いております。詳細につきましては, 守安委員から説明させていただきますので, よろしくお願いします。

(会長代理)

それでは守安委員, お願いいたします。

(守安委員)

12月29日に調査させていただきました。それで用水なんですが, 周りを見に行ったら何もないので, 隣が渡人の●●さんの家でちょっと訪ねて行きましたところ, ●●さんが用水を設置するという事で, 用水のほうは問題無いと思います。排水は, 雨水は沈殿柵を設け既存の排水路に接続します。生活排水は, 合併浄化槽を接続し直接既存の排水路に流入しないように留意します。日照, 通風ですが, 建築物は木造平屋建て, 高さ5メートル程で隣接地に農地がありますが, 農地に日照, 通風の障害が極力無いように留意します。土砂の流出ですが, 隣接地の境界部分にはブロック擁壁を設置し, 盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないように留意します。また, 沈殿柵を設

け、土砂が流入するようにし、隣接地や水路に直接流入しないように留意するという事で、総合的判断は問題無いと思われます。審議の程よろしくお願ひいたします。

以上です。

(会長代理)

それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

91番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、91番は許可されました。

【受付番号93番】

(会長代理)

続きまして93番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願ひいたします。

(12番委員)

現地調査を行いました総社市井手の●●●●●●番地。この辺りは、毎月のように申請が上がっ

ている目まぐるしく変わっている土地の周辺なんです、現況で東が宅地、西が駐車場、南が田んぼ、北が道路。あっ、すいません。東の宅地なんです、これあの、まだ現況では畑のような状態だったんですが、先々月ぐらいだったか先月だったか、宅地に変わった場所だと記憶しております。転用した場合での周辺農地への影響は無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは、93番の地元委員は15番委員なんですけれど、欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

こちら15番委員から報告をいただいております。場所ですけれども、●●●●●●●●沿いで、●●●●●●の●●●●●●がある西の農地になります。12番委員の報告にもあったように、最近転用が続いている所です。内容は美容院兼住宅という事です。土砂流出については、三方をブロック積擁壁で囲み土砂の流出を防ぐ。雨水排水、生活雑排水については雑排水は北側の公共下水道に放流し、雨水は宅内桝に集め、北側道路側溝へ放流するという事です。日照、通風についてですが、先程ご報告にもありましたように北側が●●●●●●●●、●●●●●●で、西側が●●●●●●の駐車場です。東側がこれから整備されますけれど、●●●●●●●●が出来るとなっております。ここへ建てる建物も二階建ての建物ですので、日照、通風には影響はないと思われま。総合的に判断して、転用することに支障は無いというご報告いただいておりますので、ご審議の方よろしくお願ひします。

それから補足で農地区分ですけれども、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

93番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、93番は許可されました。

【受付番号95番】

(会長代理)

続きまして95番、黒尾の件ですが、●●委員が当事者という事になりますので、恐れ入りますがご退室お願いいたします。

【14:17 ●●委員退室】

(会長代理)

それでは95番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

黒尾の現地調査の報告をさせていただきます。現況で東が防火水槽、西が畑、南が雑地、北が畑。申請地は4つあるんですが、あとう、この土地の境というのがほとんど確認ができないように綺麗に整備されていると言えはされているんですが、畑の状態ではなかったです。がしかし、まあ転用された場合の周辺の農地への影響は無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

この当該農地は、●●委員さんの農地になっておりまして、この周辺地域は宅地化が進行中の農地に入っております。地元では特段問題は無いというふうに聞いております。詳しくは地元推進委員の石尾委員さんからお願いしたいと思います。

(会長代理)

それでは石尾委員，お願いいたします。

(石尾委員)

まず，譲受人の●●さんはですね，現在借家で子供が生まれてですね，手狭になったことから退去することになって，申請地は勤務先に近く，交通の便が良いことから選定したという事です。続きまして，営農への影響なんですけど，用水については沈殿柵を設置し，水路へ接続しますと。排水については合併浄化槽に接続し，水路に流入しないようにします。日照，通風について，隣接農地がありますが，日照，通風に極力支障が無いようにしますと。土砂の流出について，申請地と隣接地の境界部分には土留壁を設置し，盛土部分の崩壊により，隣接地へ土砂が流出しないようにします。総合判断としては，問題無いと思われまますので審議の程よろしく申し上げます。

(会長代理)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

95番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め，95番は許可されました。

それでは●●委員さん入室いただきください。

【受付番号 9 6 番】

(会長代理)

続きまして 9 6 番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1 2 番委員)

総社市井手●●●●●番地と●番地の現地の調査の報告をいたします。現況で東が住宅、西が田んぼ、道路、南が道路、北が道路。転用した場合の周辺農地への影響は無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

この 9 6 番の件につきましても地元委員は 1 5 番委員ですので、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

こちら 1 5 番委員からご報告いただいております。住宅への転用という事ですが、申請地は●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●に入る交差点がありますが、そこを流れている井手川沿いを少し東へ行った辺りの北の田んぼになります。ここも東側に最近住宅が建っている所ではありますが、転用することについて支障は無いというご報告をいただいております。内容につきましては、転用した場合の土砂の流出につきましては、申請地と隣接地の境界部分には土留壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようにします。雨水排水、生活雑排水については、雨水は沈殿柵を設置し道路側溝へ接続し、生活雑排水については公共下水道に接続します。日照、通風についてですが、二階建てで高さ 7 メートル程度の建物ですが、日照、通風には支障が無いようにしますという事で、総合的に判断して転用に支障は無いというふうにご報告いただいております。ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね 1 0 ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第 2 種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

96番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、96番は許可されました。

【受付番号98番】

(会長代理)

続きまして98番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

総社市窪木●●●●●番地、畑の現況で、東側が宅地、畑、西が水路で道路、南が道路、北が水路と道路でした。転用された場合の農地への影響も無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

●●●●●●●●●●付近を北に150メートル程行ってもらいますと、十二箇郷用水が流れております。その十二箇郷用水に沿いまして東へ600メートル程下ってもらいますとこの現場へ到着します。まあ、もう130メートル程で砂川にぶつかります。●●●●●●●●●●の西の付近になります。あとを推進委員の前田さんをお願いします。

(会長代理)

それでは前田推進委員、よろしくをお願いいたします。

(前田委員)

昨年12月27日に現地の確認を4番委員と行いました。申請地の周辺の状況は、先程仰った通りでございます。営農条件への影響、支障についてですが、用水については周囲に水田も無く、支障は無いと考えました。排水につきましては、宅地内集水桝に集水するようにして、そこから既存の排水路に接続し、生活雑排水については合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないよう留意します。日照、通風ですが、この建築物は木造二階建てで全高が7.4メートル程度のもので、東側に隣接の農地がありますが、1メートル離れた位置に建築し、農地への日照、通風には支障が無いように留意しますという事です。土砂の流出ですが、申請地と北側・東側の隣接土地の境界部分にはコンクリート舗装と間詰めコンクリートを施工し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして、問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議の程お願いします。

(会長代理)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

98番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、98番は許可されました。

【受付番号99番】

(会長代理)

続きまして10ページ99番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

99番、三須の●●●●●●●●と●●番地の現地調査を行いました。現況で東が水路、住宅、西が田んぼ、南が水路、住宅、北が田んぼ。転用した場合の周辺農地への影響も無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(14番委員)

この案件につきましては、守安委員より別に問題は無いように報告をいただいております。詳細にわたりましても守安委員から説明しますので、よろしく申し上げます。

(会長代理)

それでは守安委員、よろしく申し上げます。

(守安委員)

この現地調査も12月27日に行いました。用水につきましては東側に流れておりますので問題無いと思います。排水については、宅内の集水桝に集水するようにし、そこから既存の排水路に接続します。生活排水は、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。日照、通風ですが、建物は木造二階建てで全高7.1メートル程度です。北、西側に農地がありますので、建物は西側の境界から1メートル離れた位置に建築し、日照、通風に影響の無いように留意します。土砂ですが、北側から西、南、東とブロック擁壁を施工し、盛土部分の崩壊により周囲へ土砂が流出しないよう防ぎます。総合判断ですが、問題無いと思われれます。審議の程よろしく申し上げます。

(会長代理)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

99番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、99番は許可されました。

【受付番号92番】

(会長代理)

続きまして11ページ92番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

92番の宿の●●●●●番地の現地調査の報告をいたします。東が道路、西が田、南が道路、北が道路となっていました。現況は田んぼで、転用された場合の周辺農地への影響は無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(9番委員)

特に問題無いというふうに聞いております。詳しいところは地元の黒江委員の方から報告させていただきます。

(会長代理)

それでは黒江委員、よろしくお願いいたします。

(黒江委員)

用水の方も排水の方も下水枡を設置し、排水の方は集水枡を設置してから各々下水、道路の水路に放出するようになってますので問題無いと思います。日照の件についても建築は平屋でなっており、境界線から離れているので問題無いと思います。土砂の流出等も擁壁で囲まれており、問題無いと思います。総合的に特に問題ありません。

以上です。

(会長代理)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

補足説明の前に議案の修正をお願いしたいと思います。譲受人の住所なのですが、住所がありまして部屋番号が変わって、今議案には●●●●●となっておりますが、正式には●●●が正しい住所となりますので、●のほう落ちております。申し訳ありませんが、修正をお願いします。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、92番は許可されました。

【受付番号94番】

(会長代理)

続きまして94番、下林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

下林の●●●●●●●●番地と●●●●●●番地、畑。現況といたしましては、東が畑、宅地、西が雑地、

南が畑，北が雑地で，この東の宅地なんですけど，現地から言うと一段下がったような場所になっていました。転用した場合の周辺農地への影響は無いものと思われましたが，現況でこの畑に倉庫が建ってありまして，それもちょっと大きめの倉庫兼作業場があったように思いました。

以上です。

(会長代理)

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この件につきましては，平成19年に農地法に基づく手続きをせずに倉庫を建てた件です。今回始末書の提出もあり，許可申請書も出ておりますのでどうぞよろしくご審議の程お願いいたします。

で，転用地の周辺ですが，東は畑，宅地，東は雑地，南は畑，北は雑種地になっています。用水につきましては無いので問題はありません。排水につきましては，雨水を排水を設けて既存の排水路に接続します。それから日照，通風につきましては周囲に影響はありません。土砂の流出については，隣地へ土砂が流出しないように管理をしていく。いう事ですが，これはもう，ちょっとなだらかな丘のようになっておりまして，ほとんど土砂の流出は無いのではないかなと。というのが芝生を植えてあって，土砂が流れる要素がありますけど，ほとんど無いのではないかと思います。総合判断ですが，別に問題は無いのでどうぞよろしくご審議の程お願いいたします。

以上です。

(会長代理)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

委員さんの報告にもありましたように，ここはもう既に倉庫が建っていて，今回始末書の方も添付されております。現地調査をしていただきまして，既に倉庫も建っておりまして，周辺農地への影響は無いものというご報告でありました。ただ，この倉庫がですね，今都市計画法の開発行為の許可の対象になるかどうか。また対象となる場合，許可が下りる見込みがあるかどうか。という事がありまして，今申請人の方へその確認をするように言っております。今日の総会でご審議いただいて，農業委員会では支障なしというご判断をいただいたとしても，そちらの都市計画法の許可見込みをもつての農業委員会も許可をするかしないか，という事になるのでこちらを補足としてご説明させていただきます。農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(会長代理)

今事務局の方からご説明ありましたように，ちょっとややこしい所もあるかと思いますが，この場としては通常通りの審議をしておきたいと思っております。この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません。これあのおう，1，500平方メートルになるんですけど，いっぺんにこれが下りる

んですか。

(会長代理)

事務局お願いします。

(主査)

農地法，農業だけで見れば特段面積の制限は無いんですけど，さっき補足で説明させてもらったように，開発行為の許可が必要になる案件かもしれないという所がありまして，当然そちらが許可が必要であって許可にならないとか，いうものであれば農業委員会としても許可は出せないというようになります。で，開発の方が許可という事であれば，それに合わせて農業委員会も許可を出すという事になりますので。

(会長代理)

他にご質疑，ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

94番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め，94番は許可されました。

【受付番号97番】

(会長代理)

続きまして97番，窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

97番、窪木の●●●●●●、●●●●●●番地の報告をさせていただきます。現地なんですが、田んぼと畑という事でした。東が道路、西が田、南が道路、北が田と畑でした。転用した場合の周辺農地への影響も無いものと思われました。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

180号線の●●●●●●と●●●●●●の間を北に入ってもらいますと、●●●●●●があります。150メートル程。それからまだ北に向かって走ると、300メートルぐらいで●●●●●●にぶつかるとは、●●●●●●より手前50メートルぐらいでしょうか、一部落ありまして、20軒程ある一番、部落の北の端になります。

以上ですが、あとは前田さんお願いします。

(会長代理)

それでは前田委員、お願いいたします。

(前田委員)

この件につきましても12月27日に現地を調査しました。営農条件への影響ですが、用水につきましては先程の状況に説明がありましたように、西が田んぼですが、西側にまだ用水もありまして、対応は可能と思います。排水につきましては、雨水排水について、宅地内の集水桝に集水するようにし、そこから既存の排水路に接続します。生活雑排水についても合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流さないようにします。日照、通風ですが、建築物は木造平屋建てで全高が5メートル程度であります。北側、西側に隣接の農地がありますので、建物は北側の境界から0.5メートル、西側の境界から1.5メートル離して建築し、隣接土地の日照、通風には影響の無いように留意します。土砂の流出等につきましては、申請地の北側と西側にはコンクリート擁壁を施工し、また、東側には境界ブロックを設置し、周囲への土砂の流出を防ぎます。総合判断としまして、問題は無いと考えるので、よろしくご審の程お願いいたします。

(会長代理)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理)

他にご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

97番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしと認め、97番は許可されました。

以上をもちまして、議案第3号の審議は全て終了いたしました。

【議案第4号 農用地利用集積計画について】

(会長代理)

次に、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

10番委員は利害関係人になりますので、退室をお願いいたします。

【14:53 10番委員退室】

(会長代理)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第4号 農用地利用集積計画について朗読】

(会長代理)

これにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長代理)

なければ承認とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

それでは、承認とさせていただきます。

以上をもちまして、第4号議案の審議は終了いたしました。

【議案第5号 農用地利用集積計画について】

(会長代理)

ここで、追加がございました議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第5号 農用地利用集積計画について朗読】

(会長代理)

これにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長代理)

なければ承認とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

それでは、承認とさせていただきます。

以上をもちまして、第5号議案の審議は終了いたしました。

それでは10番委員に入室いただいでください。

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第1号 報告書について朗読】

【報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第2号 報告書について朗読】

【報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第3号 報告書について朗読】

【報告第4号 農地法第6条の2の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について】

(会長代理)

次に、報告第4号、農地法第6条の2の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第4号 報告書について朗読】

【報告事項】

(会長代理)

26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が1件、5条関係が12件ございました。

また、農地利用集積計画については、原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ私から、「総社市優良農業者表彰守谷基金」による優良農業者候補者の推薦について報告します。

【総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者候補者の推薦について報告について説明】

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査について】

(主事)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れさまでございました。2021年に入ってもですね、いいニュースはあまりないんですが、ただ、あまりそんな事ばかりも言ってもらえませんし、これも新聞ネタで申し訳ないんですけども、またドローンの話なんですけれど、農薬を散布するとか、稲の生育状況を調べられるとかいうような事で、まあ非常に進んだ事をやれるようになってきておるとは言いながらですね、これがいきなりどこへでも普及できるというもんでもないんだろうと思います。そういう事になると、今までやってきたことを地道にやって、しかも少しずつ新しいものを取り入れていくというような事も必要になってくるのかなと思いますけれども、まあ、色々進んだ事も出来ていると、そういう情報も入れながらですね、出来る所からそれを取り入れていくという事も、一つの考え方としてはいいのではないかなあとと思います。まああの、暗い話ばかりにならないように、まあ少し先を見ながら、足元も固めていくというような事も必要かなというふうな事をちらっと思った次第です。という事でお疲れの事と思いますが、寒い中をご苦労様でした。これからまだまだ、明日、明後日と寒い言う事ですので、気を付けながら元気で過ごしていけたらと思います。

本日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時29分